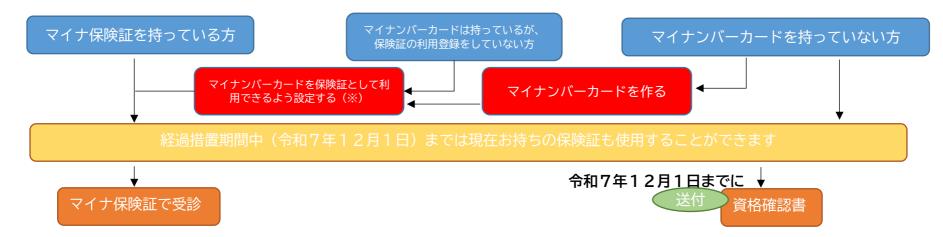
## 令和6年12月2日までに加入手続きをし、保険証をお持ちの方



マイナ保険証をお持ちの方は、令和6年12月2日以降、原則「マイナ保険証」で受診してください。

マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認書」を経過措置期間(令和7年12月1日)終了時に交付いたします。 (本人による申請は必要ありません。)

マイナンバーカードを持っていない方が、令和7年12月1日までに保険証をき損・滅失された場合は 「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

(注)マイナ保険証を有しているが資格確認書を持っておきたいという申請はできません。

## (※) マイナンバーカードを保険証として利用登録する方法

- ○スマートフォンでマイナポータルアプリを使用して利用設登録
- ○セブン銀行のATMでマイナンバーカードをかざして利用登録
- ○医療機関、薬局の受付に置かれた顔認証付きカードリーダーで利用登録

## 受診方法

マイナ保険証

医療機関受付のカードリーダーにマイナ保険証をかざし、顔認証または暗証番号を入力してください。

資格確認書

従来の保険証と同じように医療機関受付にご提出ください。 なお、資格確認書には有効期限が設定されています。